

四輪及び三輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます。(平成28年度のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間で新車新規登録された車両のうち優れた環境性能を有するものは平成28年度のみ軽課税率が適用されます。

グリーン化特例税率表

車種		要件1に該当	要件2に該当	要件3に該当	
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

(1)要件1に該当するもの

電気自動車、燃料電池自動車及び天然ガス自動車(平成21年度排ガス規制10%以上低減)

(2)要件2に該当するもの

【乗用】平成17年度排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

【貨物】平成17年度排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成32年度燃費基準+35%達成車

(3)要件3に該当するもの

【乗用】平成17年度排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成32年度燃費基準達成車

【貨物】平成17年度排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

◎問い合わせ先 財政課税務係(内線216・217)

平成28年度以降の農地参考賃借料について

小平町農業委員会では、平成21年農地法等の一部改正に伴い、従前までの標準小作料制度が廃止されたことを受け、「改正農地法第52条による実勢賃借料の情報提供とあわせて、担い手の経営を守る視点から、地域の平均的な担い手が負担し得る賃借料について」標準小作料に代わり参考賃借料として設定し周知することとしております。

参考賃借料の算定にあたっては、標準小作料と同様、粗収入から生産費用及び経営者報酬を控除して算出する「土地残余方式」により算定し、3年程度を目途として見直し改定を行っております。

現在の参考賃借料は、平成22年度に見直し改定されたものであり6年が経過することから、平成28年度以降の参考賃借料について、算定基準に基づく試算や農業経営を取り巻く諸情勢等を勘案した検討協議を行った結果、次のとおり改訂することといたしましたので、お知らせいたします。

平成28年度以降の小平町参考賃借料

地目	等級	賃借料(円)	該当地域
田	1等級	14,000	富里、本郷、沖内、平和1、桑園(ほ場整備地区) 寧楽、住吉、達布、高砂(ほ場整備地区)
	2等級	11,000	桑園、寧楽、住吉、高砂(以上1等級を除く) 平和2、滝下、大楸(沿岸を除く)
	3等級	7,000	桑園(1等級及び2等級を除く) 田代、菊岡、豊岡、岐富、花岡
	4等級	5,000	菊岡、豊岡、岐富、花岡、田代(以上3等級を除く) 大楸(沿岸地帯)、富岡
	5等級	2,000	豊平、白谷、秀浦、広富、千松、豊浜
畑	1等級	6,000	田1等級及び2等級の地域
	2等級	3,000	田3等級及び4等級の地域
	3等級	1,000	田5等級の地域及び川上

◎問い合わせ先 小平町農業委員会 農地係(内線258・259)